

平成26年加美町議会第3回定例会会議録第2号

平成26年9月17日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	木村哲夫君	2番	早坂伊佐雄君
3番	早坂忠幸君	4番	猪股俊一君
5番	伊藤信行君	6番	伊藤淳君
7番	伊藤由子君	8番	高橋聡輔君
9番	一條寛君	10番	三浦進君
11番	沼田雄哉君	12番	工藤清悦君
13番	米木正二君	14番	三浦英典君
15番	一條光君	16番	高橋源吉君
17番	味上庄一郎君	18番	三浦又英君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋啓君
会計管理者兼課長	鈴木裕君
危機管理室長	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	今野伸悦君
町民課長	小川哲夫君
税務課長	伊藤裕君

特別徴収対策室長	藤原誠君
農林課長	鎌田良一君
森林整備対策室長	長沼哲君
農業振興対策室長	今野仁一君
商工観光課長	遠藤肇君
企業立地推進室長	三浦守男君
建設課長	田中壽巳君
保健福祉課長	下山茂君
子育て支援室長	佐藤敬君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	田中正志君
小野田支所長	早坂安美君
宮崎支所長	早坂雄幸君
総務課長補佐	川熊裕二君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	小山弘君
生涯学習課長	猪股清信君
農業委員会事務局長	工藤義則君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	二瓶栄悦君
次長	浅野仁君
主幹	今野典子君
主事	菅原敏之君

議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第15号 平成25年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

- 第 3 議案第 4 9 号 加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について
- 第 4 議案第 5 0 号 加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第 5 1 号 加美町中新田交流センター条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 2 号 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正に
ついて
- 第 7 議案第 5 3 号 加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5 4 号 土地の売払いについて
- 第 9 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度加美町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 1 0 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 1 1 議案第 5 7 号 平成 2 6 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 1 2 議案第 5 8 号 平成 2 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 1 4 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 1 5 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度加美町町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 1 7 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度加美町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 認定第 1 号 平成 2 5 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 1 認定第 2 号 平成 2 5 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第 2 2 認定第 3 号 平成 2 5 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

- 第23 認定第 4号 平成25年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 5号 平成25年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 6号 平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 7号 平成25年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 8号 平成25年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 9号 平成25年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第10号 平成25年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第30 認定第11号 平成25年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

午前10時00分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は19名であります。5番伊藤信行君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番木村哲夫君、2番早坂伊佐雄君を指名いたします。

日程第2 報告第15号 平成25年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第2、報告第15号平成25年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告を申し上げます。

報告第15号平成25年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社の平成25年度の事業報告並びに決算は、既に配付しております第16期平成25年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 商工観光課長にお伺いしたいと思いますけれども、宮崎振興公社の事業報告の中で、中段なんですけれども、加美商工会が事業主体となって全国展開支援事業観光モニターツアーを受けるというような記述がありますけれども、どういう事業内容だったのかを教えてくださいと思います。

それからもう一つ、町と宮崎振興公社で指定管理の協定を結んでいると思いますけれども、今回、資料では入浴介護とか入浴介護業務委託売り上げという部分もこの決算書には載っているんですけれども、町と振興公社との協定の中でこの部分も協定に入っているのかどうか。入っていなかったらというか、指定管理の協定の範囲というのがどの辺までなのかということが

一つ。

まずここまででお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） おはようございます。商工観光課長です。

ご質問のまず決算の事業報告のほうにあります全国展開支援事業観光モニターツアーの関係でございますが、こちらにつきましては、商工会のほうで助成を受けながら地域の観光を多くの方に知っていただくための計画等々をやっている事業でございます。その事業の中で、今回ここに書いてありますとおり、ゆ〜らんのほうへのモニターツアーというのも実施をされております。こちらにつきましては昨年の12月に開催をしております、1泊2日ということで、宿が宮崎のゆ〜らんどということでございまして、そのほか町内、あとは加美商工会ということで、色麻町のほうの施設などもそのツアーの中に組み入れまして、それで仙台圏の方々に募集をかけさせていただいて事業をやっているというものでございます。

こちらに関しましては、このような企画をして皆さんに加美町なりをいろいろ知っていただくと、それらの一つのモデル的なものということで現在取り組んでいるという状況でございます。

続いて、もう一つのご質問でございますが、町と公社との協定の関係ということでございますが、指定管理のほうでございますけれども、一応施設のほうの指定管理をお願いしているということでございまして、この決算書のほうで報告をさせていただいております介護関係、あと輸送関係に関しましては公社のほうで事業に取り組んでいるというものでございます。ですから、町のほうで指定管理料の中でその部分が入っているということではございません。あくまでも町のほうからはゆ〜らんの施設が、あとは陶芸の里のほうの一部の管理をお願いしているというものでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 細かいことを言うようではございますけれども、町への報告というのは協定の範囲内での報告というのがやはり望ましいのかなというふうに思います。公社は公社で別立ての事業をやっているということであれば、公社自身が連結決算の中でこういう決算書を出せばいいというふうに思うんですけれども、ただ、そうなるのかなり公社でも面倒くさくなるのかなというふうなことで多分この決算になっているとは思いますが、ただ、内容を見ますと、結局赤字にもなっているということで、結構介護事業なり委託売り上げで足を引っ張っている部分がありますので、今後何年度かには協定の見直しというのがあると思いますけれども、そ

のときにはきちっと精査はするんでしょうけれども、報告というものに関してこういう形でいいのかどうかということだけお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 一応今回、議会のほうへご報告をさせていただくということに関しましては、地方自治法の中で町のほうで出資をしている。その度合いによって議会のほうにご報告をしなければいけないという形でさせていただいているということでございます。その場合、たまたま今回は公社ということで、それで町のほうからの指定管理という部分も含めた運営といたしますか、会社の業務をやっているわけでございます。ですから現在、私のほうで考えておりますのは、会社としての決算の状況ということになるかというふうに思います。指定管理はたまたまその一部が業務の中に入っているということでございますので、正確にそれが正しいというふうに現段階でお答えできるような知識は持ち合わせておりませんが、これまで同様、会社の運営の状況をご報告させていただくということでさせていただいておりますし、今後もそのようになるかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 協定を結ぶときには、協定書を見ているわけではないのでわからないんですけども、実際、課長が言うように施設とかあと設備管理とかということであれば、協定の中には入浴介護業務委託とか入浴介護の部分は多分入っていない内容での協定、話し合いといたしますか、だとは思うんですよね。ですから、本来であれば会社全体の決算を見れば指定管理の部分もわかるということなんでしょうけれども、協定内での報告というのが望ましいのではないのかなというふうに思ったものですから質問させていただきました。今後考えていただければというふうに思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） その件に関しましては、先ほどもちょっとお話はさせていただいたわけですが、そこまではまだ知識を持ち合わせていないということございまして、持ち帰りまして検討し、いずれご報告をさせていただきたいというふうに思います。

済みません、ちょっと訂正をさせてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 済みません、商工観光課長でございます。

先ほどお話をさせていただいたとおり、指定管理の関係の報告ということではなくて、町のほうで出資をしている、その割合が高い、その会社の決算の報告ということで今回上げさせて

いただいているということでございますので、ご承知をいただきたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 私がわからなかったこともあるんですが、訪問入浴介護をされているということで、今、工藤議員から質問があった、そこには触れませんが、どれくらいの対象者がいるのか、スタッフはどういった人たちなのかということをお伺いしたいと思います。普通の訪問入浴介護よりは温泉水を使っているのもとても人気があるんだろうなというふうに思っていますので、もし把握してましたら答弁をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 人数に関しましては、ちょっと調べましてご報告をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第15号平成25年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についてを終了いたします。

日程第3 議案第49号 加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 議案第50号 加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（下山孝雄君） お諮りいたします。日程第3、議案第49号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第4、議案第50号加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上2件は関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第49号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第4、議案第50号加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第49号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第50号加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関連法律の整備法、いわゆる子ども・子育て関連3法に基づいた子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に施行されることに伴いまして、事業の設備及び運営の基準について、国の基準を踏まえて市町村が条例で定めることとされておりますことから、各種基準を定める条例を制定するものであります。

子ども・子育て支援新制度では、子育てについての第一義的責任は保護者が持つという基本的考え方をベースとして認定こども園の拡充を推進するとともに、新たに少人数の子供を保育する小規模保育事業などの地域型保育を創設するなど、教育や保育の総合的な提供と量的・質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等のさまざまなニーズに対応できる子育て支援策を充実させることとしております。

議案第49号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、小規模保育事業等の地域型保育事業について町長が認可することとされており、その設備及び運営の基準について、改正後の児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づいて定めるものでございます。

また、議案第50号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例では、認可を受けた保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業等について、施設型給付の対象となる施設として町長が確認することとされており、その運営基準について、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき定めるものであります。

なお、基準については、国で定める基準と異なる内容を定める特別な地域の実情等はないことから、国の基準を準用して定めるものであります。

お手元に議案資料として主な基準等の概要を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番高橋聡輔君。

○8番（高橋聡輔君） 8番です。

子ども・子育て支援新制度、平成27年4月に施行され、複数年にわたりこの件というのはや

っている内容で、非常に難しい内容でもあるかと思えます。その中でお伺いします。

この新制度に基づきまして加美町で新たに認定を受けるような事業所があるのかなのか。もしくは、その新制度を利用して新たに作る、新たな子供たちの人数といたしますか、現状、見込み数などがもしわかればお聞かせいただきます。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長でございます。お答えいたします。

まず、平成27年4月から施行されます子ども・子育て新制度でございますが、基本的には幼稚園、保育所、認定こども園の財政措置の一本化というようなことと、あとは小規模保育等のいわゆる地域型保育のニーズに合わせた事業の創設、そしてあと地域の子ども・子育ての支援という、大きく3つがございます。

その中で今回、保育所、幼稚園、認定こども園という中におきまして、新たに新制度で予定される場所はどこかということでございますが、今、私立幼稚園さんの中で町内に2カ所あるわけでございますけれども、1カ所が認定こども園の方向で検討したいということで今検討されているというような状況がございますし、新たに創設されます小規模保育、こちらは今回の条例にもありますが、0から2歳までの子供を対象にしまして、6人から19人までの人数の保育所の小規模のタイプとなりますが、そちらの事業に参入を希望されている方が町内にいるという状況でございます。小規模保育の事業につきましては、施設の改修等も補助の対象となっておりますので、今回補正予算のほうにも改修補助をお願いしていることとしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

子供の利用の見込みということでございますけれども、子供の人数というのは総体的には減少傾向でございます。ただ、特に0から2歳の部分におきまして保育を必要とする方、いわゆる核家族なりというようなことの進行もありますし、共稼ぎというような状況もふえてきているのかなというふうに思いますが、そういった状況の中で、子供の人数自体は減っているんですけども、保育の希望が多いというようなことでございます。

現在、特にゼロ歳児でございますが、待機という形で今10名ほどの皆さんにお願いをしている状況でございますので、そういった状況もあるかというふうに思います。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○8番（高橋聡輔君） 以前、定例会でしたでしょうか、のときに私もお伺いしたことかと思えます。今ゼロ歳児ということでお話がありましたけれども、産休はとれますけれども、なかなか育休がとれないお母さんたちがいらっしゃるということも踏まえて、大崎市では生後2カ月

からお預かりするというのが主流になっているというふうに伺っております。

この件に関して、今後加美町のほうではどのような基準にしていけるのか。小規模保育、または既存の認定こども園等、こういったところはどのように考えているのか1点お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長です。お答えいたします。

ゼロ歳児の保育ということでございますけれども、今、以前にも質問いただきましたが、加美町の公立の施設におきましては現在6カ月からということでお預かりをしている状況でございます。その際も申し上げましたけれども、月齢が低くなりますと、その部分に対応する分ではいわゆる事故的な部分なり等も含めて、受け入れる際には十分な研修なりしていけないと難しいというような点もございまして、今6カ月からしている状況でございますが、現在も6カ月だけでも対応が厳しい状況でございますので、基本的には公立の施設については6カ月というふうな形で、今後も状況を見ながらでございますが、やっていきたいというふうに思っております。

今回、小規模保育事業の希望をされている事業者の方については、経験等もあるということで、2カ月から受け入れをしたいというようなこととお話を伺っていますので、そういった事業者の方の参入によって2カ月からの保育というのにも適用になるかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 高橋聡輔君。

○8番（高橋聡輔君） 最後、質問というかお願いですけれども、こういったゼロ歳児をお預かりする場合、車での送り迎え、非常に大変になってくるかと思えます。車からおろす際ですとか非常に安全なスペースの確保という部分が問題になってくるかと思えます。そういった安全管理、建物をどこに建てるか、まだはっきり私はわかっていないですけれども、そういったところの安全管理等、極力気をつけてやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長でございます。

今回、新たに計画されている方については、これから施設を改修してということ考えられておりますので、今ありましたような安全確保については万全を期していただくようにお話をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） そのほか質疑はございませんか。18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 18番三浦です。

町の保育所条例を見ますと、児童福祉法第56条によって保育料の基準が定められるということとありますが、今回の特定地域型保育事業関係については利用者負担ということで、（6）利用者負担額の受領とあるんですが、この辺は保育料を受け取るという意味なのか、ちょっと私も理解しにくいんですが、その辺について、保育料の額を町の条例に基づいて、児童福祉法第56条に基づいて徴収されるのか。

あわせて、この特定地域型保育事業に関して延長保育、さらには一時預かり保育が実施されるのか。あわせて、その町もたしか保育料、延長保育関係するけれども、特に保育料をいただいておりますので、その辺の関連性でお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長、お答えをいたします。

まず、保育料の関係でございますが、今回は保育料といいますか、制度自体で施設型給付という形の財政制度になります。そのことによって今回の対象は、基本的に国で言っているのは、私立の施設について国の基準の範囲内で市町村が定めるということになっております。もう一つ、公立施設につきましては、現行と今度の新制度に合わせて、公私間のバランス等も含めて十分検討してくださいというような方向になっておりますので、町の公立施設についても今検討しているところでございますけれども、保育料についてはまた改めて定める国の基準によって現行をベースとしながら検討したいというふうに思っているところでございます。

あわせて、2つ目でございますが、延長保育と預かり保育というようなことも現在行っております。こちらについては新制度でも継続をされますので、今後も進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） そうしますと、検討しているということですが、たしか町の保育料そのものが県の基準より下回っていますよね。そうしますと、民間の特定地域型保育事業の事業主が国の基準に基づいてやりますよということで、町が定めるということとありますが、公立とこの事業を行う事業者の保育料に差があってはまずいと思うんですね。その辺の考えについてもお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 公立・私立間での差があってはどうかということのお話でございます。現在、町として検討しているのもそこが大きな部分でございます。新しい制度にな

りますと、いわゆる認定を受けた形で1号、2号、3号という形の区分がございます。3歳以上の教育が必要な方、いわゆる今の幼稚園を利用している方となりますが、その人が1号という形になります。3歳以上で保育の必要な方というのが2号という形になります。3歳未満の保育の必要な方が3号という形になりまして、2号、3号の方、いわゆる保育の必要な方ですね、については、国の基準を見ますと現行の保育料の基準とそのままになっております。町が今、国基準の56%という形で設定をしておりますので、現状を見ながら、ここの部分をまずどういうふうにしていくかを一つ検討の材料になりますが、急激な増というようなことも今度公私の問題もありますので、基本的には現状とあとは公私間のバランスということを検討したいというふうに思っていますし、1号の部分、いわゆる幼稚園利用の場合については、これまで私立幼稚園は月額で2万1,000円ぐらいの額でございますが、公立については月額5,500円というようなことになっております。

今回の新制度に移行した場合について、私立幼稚園さんの場合については所得を加味した形で保育料に段階的な形で設定をされております。5段階で設定をされておりますが、そうした形で最高額が2万5,200円という形で設定をされておりますので、その辺につきましても現状の保育料の状況等を考えながら、またあと公立については5,500円というところですので、それを一気に新制度と同じようにできるかという問題もありますので、現行の状況を含めて今検討しているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 今、室長から私立幼稚園、あと公立幼稚園と授業料も額を示されたわけですが、それが余りにも開きがあるということでありまして、私立幼稚園の当然ながら入る可能性も少ないのかという思いもしていますので、要するに中新田地区におきましては私立幼稚園との幼保一元化へ向かれてのいろいろ会議を持たれると思っておりますけれども、その辺についても考慮していただきながら、最善の努力をして検討していただくようお願い申し上げます。終わります。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございませんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 子育てしているお母さん方がこの制度によって、子育て、こういうふうになってよかったとなる制度なんだろうなというふうに思うんですけれども、具体的に室長のほうから待機児童があつたりというようなこともいろいろ話されたんですけれども、やはり子育てしているお母さん方が、国からの財政措置の一本化が、ああだこうだと言ってもそれは行政のほうであつて、やっぱりお母さん目線からなれば、この条例制定によってどういう子育て

て環境の整備というか、室長の答弁の端々の中に、こういうことができるというか改善されるんだよというようなこともあったんですけども、広報の見出し的には、それはこうなるんだよというものが欲しいものですから、こういうことが改善されて子育てがしやすくなりますよという思いをひとつお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長です。お答えいたします。

大変難しい質問なんですけれども、どうしても今回、国が主導しているような形になっている部分がありますので、その部分でいわゆる私立の幼稚園・保育所、私立の施設について教育も保育も両方利用できるよというふうなことの意向が含まれているんだと思います。そういう形で、認定こども園の推進というのが一番大きく掲げられているのかなというふうに思っております。

実際に利用する保護者のほうから見ればどうなんだというふうなお話でございますが、こちらはなかなか現状として難しい部分は確かにございます。町で、特に加美町とか郡部に行きますと、公立の施設で教育・保育を担っているという部分も多分にありますので、あとは私立の幼稚園さんが教育の部分で担っていただいているというふうなこともあります。その部分でも希望に対して保育士等の問題もあってなかなか全部に答えられていない状況というふうなのは現実でございます。

今回、保護者の点から見た部分としては、基本的には利用は大きな変化はないのかなというふうに思っております。保育を必要な方については現行と同じ形でお預かりをしますし、あと延長保育等も7時までというふうなことで基本的には変わりはないかというふうに思っておりますが、ただ、先ほどからお話ししています新たに創設される部分として小規模保育というふうな事業が出てきていますので、そういった事業に対して参入をしていただくというお話が現在も来ておりますので、そういった方に参入していただくことによって保育の希望にこれまでよりも対応できるのかなというふうに思っているところでございます。

多少面倒くさくなるのは、申し込みの時点で認定という行為が必要になります。先ほど1号、2号、3号というお話をしましたけれども、保育が必要か必要でないか。これまでもそこは保育所の入所の時点でチェックをしていた部分でございますが、その部分では認定の申請をしていただいて、認定書を交付するというような手続が必要になるというふうなことで、そちらについてはなるべく簡易的にしたいと思っておりますので、入所の申し込みとなるべくあわせたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 「どんなふうになるの」「子育てしやすくなるのか」というのが一般の子供を抱えているお母さんたちの疑問だと思うんですが、私はちょっと希望を持っているのは、家庭的保育型とかそういうタイプ、かつて保育ママと言われていたそういったシステムができるということが一つあるんじゃないかなと思っています。それで、その中の資格要件に、特に年齢はないし男性・女性の別もないんですが、父子家庭も現実たくさんありますし、男性・女性の別がないということは、男性でもそれは可というふうな想定をしているのかどうかというのを確認したいです。

それからもう一つは、一番困っているゼロ歳児の待機幼児をなくすことができるのではないかなという点。

それからもう1点は、ワークライフバランスをとることができるんじゃないかな、働いているお母さんたちの生活も仕事も両立できるようなことになっていくんじゃないかなという点で、事業者内保育ができるというところはすごい期待できると思うんですけども、加美町内ではそういったことに手を挙げていくというか、計画、方針を持っているところが今のところ考えがあるのかどうかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長、お答えをいたします。

まず最初に、保育ママの関係でございますが、こちらについては資格要件としましては保育士とかという要件は必要ないということで、市町村が行う研修等を修了して保育士あるいは保育士と同等以上の知識、経験を有する者というようなことの規定になっておるところでございます。こちらについては年齢あるいは男女等について特に規定するものではございません。

今回、家庭的保育事業等ということで、4つの事業を市町村が認可をするというような制度になってございます。これについては事業者が今後参入する場合は想定されるので、必ず市町村で条例を定めてくださいというようなことの中で現在4つの事業を定めているところでございますし、この部分で小規模等については、特にゼロ歳児の保育という部分では事業者が参入していただける状況になれば保育の要望に応えられるのかなというふうに思っておりますし、また、ワークライフバランスというお話がありましたが、やっぱり子育てをしている中でも働かなければならないという部分のお話も聞いておりますし、なかなか難しいところではありますけれども、仕事をするという部分では早くから預けたいという希望もあるところではございますし、そういった部分でも基本的には保護者が第一義的にはという法律の趣旨もあり

ますけれども、保育のワークライフバランス等の解消に向けた制度であるというふうに思っておるところでございます。

ただ、現在、今の4つの事業の中で参入を希望したいという事業者さんは、先ほど申し上げた小規模保育の1事業者さんだけでございまして、事業所内保育、あるいは家庭的保育、保育ママというところについてはまだお話は聞いていないというところでございます。新たに今度制度化されたというようなことで、こういったものを今後周知してまいりますので、そういった部分で対応ができる方がというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。6番伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 今回の法改正に伴う町の条例ということで一連の流れがあるんですが、幼保一体教育云々ということを経年前から国が非常に頭を痛めてきた、その整備の一環として今回は制度的には地元で即した非常にいい制度だと。今回、我が町からもお一方の手を挙げられた方がいるということは町にとっては非常にありがたいことだと思います。これは今まで幼稚園では、ゼロ歳児等々に対しましてもやりたくてもやれない、ましてや保育所でも何でも、それをやることによって人員の配置が非常に大変だという現実がありまして、なかなかそれができなかったということがあると思います。今回のそれに関しましては、民間の方が手を挙げていただいたということは非常にありがたいことで、これに対しては建物の補助制度も伴うというようなご説明がありましたけれども、町の従うべき方針の中に、国の基準どおりという大命題がありますが、その際、町が条例を制定することによって、それに関与する金銭的な部分はどのような状況で関与することになるのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長です。お答えをいたします。

まず、今回の新制度でございますが、財政的な部分でお話をしますと、国で基本的には公定価格という形で、1人の保育をするのに何歳児で1人幾らですというような金額を示します。それからいわゆる利用料、保育料を差し引いた部分に対して運営費ということで、今回施設型給付という形で、その差額分について国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という形で財政支援をしていくというような形が今回の新制度での対応というような形になります。町の負担分はその公定価格から施設利用料を差し引いた施設型給付費の4分の1、これを私立幼稚園、私立の施設が対象になるわけでございますが、そういう形で財政的な部分で支援をしていくというような形になります。運営に係る部分はそういう形になります。

公立の施設については、現在も交付税措置というような形になっておりますので、その部分

は変わらないというようなことでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） いずれにしても町が抱えていた非常に大きな部分での子育て支援の一部を担っていただくということで、これは非常にありがたいことなので、ぜひ町のほうでも今度手を挙げられた業者の方に応援の手を差し伸べていただいて、公の負担が逆に軽くなる方向に向かうわけですので、ぜひお願いをしたいというお願いも含めてぜひよろしく対応をお願いします。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。2番早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 昨日に引き続き、6番議員の後を引き継いで質問させていただきます。保育料と給食費についてですが、2点お伺いいたします。

例えば月半ばとかで転居・転入した場合の負担割合がどうなっているのか。そして2点目としては、現行の制度と新制度で変更がないのかという2点についてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長、お答えをいたします。

保育料と給食費というようなことでございますが、保育料につきましては、まず、保育所の利用の場合については給食費が保育料の中に含まれておりますので、基本的に保育料という形でご説明しますが、保育料については月半ばで入退所があった場合については日割り計算という形で現在対応させていただいております。新制度におきましても、基本的にはこの考え方で変わらないのかなというふうに思っております。

現在、幼稚園の授業料の規定については日割りの制度がまだ整っていませんので、月額という形で今徴収されているようでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 保険料については年間計算したものを月額平均というふうな形になるんだと思うんですけども、やはりまだ幼稚園が手つかずの状態であれば、いわゆる給食費の部分については実費負担、日割り計算というふうなことが妥当なのかなというふうに思いますので、その辺もあわせて今後検討いただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長、お答えをいたします。

今回、先ほどからお話ししていますように新制度の中での利用者負担についても現在検討しているというようなところがございますので、利用者にとってそういうメリットのある部分も

ございますので、そういった部分については統一した形で検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号加美町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第50号加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第50号加美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第51号 加美町中新田交流センター条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第5、議案第51号加美町中新田交流センター条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第51号加美町中新田交流センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、指定管理者制度活用に向けて条例を改正するものであります。

その内容は、指定管理者による管理を規定し、条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務を規定するものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 指定管理者制度に移行するという説明なんですけれども、今の範囲でこの改正が通る、来年度からやるとすれば、これからのスケジュール等、もしわかっている範囲で、公募していつごろまで、3月いっぱい指定管理者を決めるとかそういうのを練っていると思うんですけれども、お聞かせください。お願いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長です。おはようございます。

スケジュール的なものを簡単にご説明させていただきます。

最初に、交流センターにつきまして、指定管理に移すべく今検討内容の精査をしております。審査会を1回開いてございます。それで公募あるいは非公募という考え方もありますので、そういったのも検討して進めております。スケジュール的には12月の定例会に上程をしたいと考えてございまして、来年の4月から移行をしていきたいというスケジュールで今進めております。

公募となった場合は、約1カ月間の公募期間も必要となりますので、そういったところも提案して今進めているところでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 交流センターの使用状況とか利用状況の最近の推移について、わかっている範囲でお答え願いたいと思います。最近どういった団体がどんな目的で使っているのか、そういった経緯とか推移についてお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えします。

団体的には、町内で大会が行われる場合の選手の皆さん、例えば最近ですと関東・東北パークゴルフ大会の出場者とか、それから企業さんの社員研修での利用、そしてあとは学生さんが多いですね。料金も学生ですと安いですし、あと交流センターについては食事がかなり評判がよいということで結構な利用者になっております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） かつては利用したことのある者なのですが、あそこはちょっと非日常の雰囲気が感じられるような場所として人気があったかと思います。南三陸のほうから避難されてきた人たちも随分利用されたことがあるんですけども、売りというか、あそこのアピールポイントは何なのかというところで最近ちょっと寂しく思っていたので、交流センターのここがすてきなところ、ここが魅力ですというふうなところをもっと強力にアピールしていただければいいなとも思っています。私は、建物もすばらしいですし、周りの景観もいいと思っていますし、何かプラスアルファになるような魅力をアピールしていただければという希望です。以上です。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長です。

交流センターの利用につきましては、リピーターが大変多くありまして、これを指定管理にすることによってもっとPR活動に幅が出るのかと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。17番味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 交流センターに関して、私も利用したことはあるんですけども、本来の目的、外からのお客さんもそうでしょうけれども、町内の、私の場合はスポーツ少年団の剣道のほうでかつて合宿をしたことがありまして、自分のチームのほかに町外のチームも呼んで一緒に合宿して交流をするというような活動もしていたんですが、最近なかなかとれないんですね。予約する場合のサイクルといたしますか、何か月前に予約が必要だとか、多分1年サイクルぐらいで、前の年、その年やっていった後、来年もお願いしますって、次の年もとっていくような状況もあるように聞いているんですけども、なかなか町内の子供たちが利用するような日にちがとれないという悩みもあるんですけども、その辺どのようにお考えかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えいたします。

予約のとり方については、そこまで勉強しておりませんでした。後ほど、調べてお答えしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。10番三浦 進君。

○10番（三浦 進君） 交流センターが指定管理者になった場合のメリット・デメリットというのは余りよく理解できていないんですが、大震災のときに被災者をたくさん受け入れました。あれは町主導でぱっとやることができたんじゃないかと思っておりますけれども、指定管理者になった場合もそういうことができるのかできないのかお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 規定ではそういった形では対応はできます。そういった取り組みの中でそういった協定を結ぶ形の契約になるということになります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号加美町中新田交流センター条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号加美町中新田交流センター条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。11時10分まで。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁漏れ、答弁の申し出がありますので、2人の方からお願いいたしたいと思えます。これを許可いたします。商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長でございます。

先ほど伊藤由子議員からご質問のありましたゆ〜らんど、陶芸の里のほうで訪問入浴の関係、どのくらいの利用者、あとスタッフでしょうかというご質問でございました。

そちらにつきまして確認をしましたところ、まず利用者は年間で、昨年度延べ893名の方々に利用をいただいているということでございます。ちなみに登録されている人数は15名ということでございます。

あと、スタッフの関係でございますが、訪問ということで、看護師さん1名、ヘルパーさん1名、オペレーター1名という3名体制で各お宅のほうへ訪問し、サービスを行っているということでございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長。

先ほど味上議員からの質問で、中新田交流センターの予約受け付けについてご質問がありました。

そのことにつきましては、中新田交流センター管理規則によりまして、6カ月前の1日から15日前までの受け付けということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（下山孝雄君） 一応報告ということで、またの機会です。終わっておりますので。

日程第6 議案第52号 加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、議案第52号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第52号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が本年4月に交付され、母子及び寡婦福祉法の一部改正により、本条例で引用している題名等が改正され、本年10月1日から施行されること等に伴い条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、引用している母子及び寡婦福祉法が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されるなど法律の題名の改正に伴うもの、父子家庭の父の定義が新たに法律で規定されたことに伴う条文の整理等を行うものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号加美町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第53号 加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正について

- 議長（下山孝雄君） 日程第7、議案第53号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第53号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、やくらい高原温泉保養センター薬師の湯の利用につきまして、これまで日帰り温泉施設として利用されておりますが、宿泊施設としても利用するため条例を改正するものであります。

薬師の湯は、今後も日帰り温泉、保養施設として利用してまいります。新たな利用として繁忙期の一般宿泊利用やイベント開催時の宿泊利用、スポーツ振興に係る団体宿泊利用などを想定しており、年間1,000人の宿泊利用を見込んでおります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番工藤清悦君。

- 12番（工藤清悦君） 副町長、社長にお伺いしますけれども、今回宿泊施設として利用するということなんですけれども、施設面で投資しなければならないのかどうか。投資、金をかけなければならないのかどうかということと、あとは手続上の経過と伺いますか、そういうのを説明していただければ助かります。

- 議長（下山孝雄君） 副町長。

- 副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

今回、薬師の湯、いわゆる休憩施設でございますけれども、宿泊施設にというのは、前にもお話をいたしましたけれども、ラグビーの合宿がございました。それから相撲の宿泊もござい

ました。宿泊施設である林泉館では賄い切れない人数ということで、旅館業営業許可というものを大崎保健所のほうに申請しました。そして消防署のほうにも申請して許可をいただいたということでございます。もちろん町に対しても営業許可というものを申請して許可をいただいているということでございます。

と申しますのは、この間ラグビーの合宿では、延べ人数で810名という宿泊でございました。林泉館においては土曜、日曜とか祝日など予約が既に入っておりまして、合宿を7泊という日程でございましたので、受け入れられないと、林泉館だけでは賄い切れないということでそのようにしたわけでございます。

そして、収入も400万円を超す収入がありました。当然支出もあったわけでございますので、合宿用に洗濯機を10台購入するとかそのような支出も含めて、差し引きで大体200万円ぐらいの収入になりましたので、これを今後も、合宿の皆さんには来年も来たいというお話をいただきましたので、継続して宿泊施設として利用していきたいというふうに考えたものでございます。

そして、投資なんですけれども、この合宿のときには現在あるがままの状態で、貸し布団ということで提供させていただきましたけれども、今回補正において宿泊用備品として140万円をお願いしております。これは貸し布団ではなくて布団を買うということ。それから宿泊施設としての部屋のつくりになっていないものですから、明かりのスイッチが外についていると、それから部屋に鍵もないということで、鍵とかそういうものについては役所のほうの予算で何とか鍵をつけたりいたしましたけれども、冷蔵庫とか金庫とか、この間、パークゴルフ大会の皆さんにも宿泊をしていただいたんですが、やはりその時点で冷蔵庫がないと、金庫についてもないので、そのことが心配だということでフロントで預かるというような状況もありましたので、そのような備品を140万円ほどお願いしているということでございます。これが新たな投資ということでございまして、あとはあるものということもありまして、今回、部屋代につきましても3,000円という廉価なものにしているということでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 大変ラグビーの合宿で盛況だったということがうかがえますけれども、ラグビーでご利用なされた方々から、近くにラグビー場があるといいねという要望がなかったのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） ラグビーの練習は下野目の河川で行いました。一番あれだったのは、

非常に大人数なものですから送迎のバスを出したということがございました。あとそれから、練習ですからそこで十分だということだったんですけども、やはり大変な強豪校でございますので、県内外から試合をしたいとか一緒に練習をしたいというのがありまして、この合宿、やくらいだけでは賄い切れなくてゆ〜らんのほうにも宿泊をされて、そして試合をいたしました。それにつきましては、陶芸の里スポーツ公園のほうを利用させていただいて、そこで練習いたしました。いわゆるグラウンドが荒れるのではないかという心配もございましたけれども、間を置きながらやっていけばいいということでスポーツ公園を管理しているところから許可をいただきましたので、そこで練習をしたということで大変喜ばれました。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。17番味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） ラグビーの合宿に関してなんですが、下野目のラグビー場、個人でというかサークルみたいなのでつくったというふうなことで聞いておりました。もう一つ、奥にも欲しいと、やっぱりこれだけ集まるのもう一つ欲しいというような話を聞いております。そのことについて町のほうでは何かお考えであるのか、一つと。

それから、合宿ということで、先ほどの交流センターではありませんが、町内の方々の合宿等で利用する場合、減免の対象とかそういうのはお考えになっているでしょうか。その辺2点お伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 今回のラグビー合宿につきましては、町のラグビー愛好家の方のご紹介ということがございました。その方は町の提案型まちづくり事業にも応募されて、ラグビーの普及ということでの補助を受けてその普及に努めているという方でございます。その方の整備しているところをお借りするという形、町のですけれども、そのところで練習をしたということでございます。

今、味上議員がおっしゃるもう一つ奥のほうにというのは、ちょっと私は伺っておりませんが、現時点でのラグビーに参加された3つの高校、合宿された3つの高校からは、あそこで大変満足していい練習ができた。全く雨も降りませんでしたので、大変いい環境で練習ができた。そして帰ってきて、そのまま休みもせず、今度は薬菜山のほうに走って行って戻ってきてクールダウンするというハードな練習をされておりまして、大変喜ばれました。

減免ということですが、今回やくらいにおいては学生合宿割引というもので、通常でしたら8,000円から9,000円、土曜・日曜でしたら1万円ぐらいにもなろうというところですが、

5,500円ということで提供させていただきました。といいますのは、シーツを毎日かえなくてもいいよとかそういうようなこともあって、監督とお話をして、とにかく御飯だけ食わせてほしいというようなこともありまして、できるだけ低廉な料金で提供して、なおそれで収益も上がったということでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号加美町小野田温泉保養センター等条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第54号 土地の売払いについて

○議長（下山孝雄君） 日程第、議案第54号土地の売払いについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第54号土地の売払いについてご説明申し上げます。

本案件は、町有地の売り払いについて、地方自治法第96条第1項第8号及び加美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付すべき契約に該当しますことから、議会の議決を求めるものであります。

当該土地につきましては、平成26年6月24日にケイテック株式会社所有地を工場用地として取得した土地について売り払いするものであります。

このたび、アスカカンパニー代表取締役社長長沼恒雄と仮契約の手続が整いましたので、議会の議決をお願いするものであります。

なお、議案の資料として、当該用地の売り払い内容及び位置図を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号土地の売払いについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号土地の売払いについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第55号 平成26年度加美町一般会計補正予算（第5号）

○議長（下山孝雄君） 日程第9、議案第55号平成26年度加美町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第55号平成26年度加美町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ5億6,103万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億3,696万3,000円とする補正予算と債務負担行為の追加3件及び地方債の追加、変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、地方交付税として普通交付税951万2,000円減、国庫支出金として活力創出基盤整備交付金2,479万8,000円減、県支出金として子育て支援特別対策事業補助金1,466万6,000円増、繰越金として3億4,643万5,000円増、諸収入として公立小中学校エコ支援事業助成金6,000万円増、町債として臨時財政対策債1億円増、中新田図書館整備事業債1,420万円増、陶芸の里陸上競技場整備事業債2,600万円増などであります。

歳出については、総務費では土地開発基金財産取得費9,500万円増、小野田支所事業改修工事600万円増、民生費では小規模保育施設促進事業1,649万9,000円増、農林水産事業費では水路等改修工事920万円増、交流資源利活用推進基金積立金5,000万円増、商工費ではふれあいの森公園施設改修工事900万円増、土木費では道路維持事業1,115万2,000円増、町道新設改修事業1,072万円増、消防費では利用自粛汚染牧草一時保管耐候性フレコン封入事業2,950万円増、教育費では小野田中学校太陽光発電設備等設置工事3,000万円増、宮崎中学校太陽光発電設備

等設置工事3,000万円増、文化振興基金積立金3,000万円増、中新田図書館駐車場整備工事1,500万円増、陶芸の里陸上競技場改修工事2,741万1,000円増、災害復旧費では土木施設災害復旧事業225万2,000円増などのほか、職員人件費の整理及び組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） ちょっと多いので、議長にお願いしたいんですけども、順次担当課長に答えていただくようお願いしたいと思います。

歳入歳出一括でよろしいんですね。

○議長（下山孝雄君） 補正ですからよろしいです。

○12番（工藤清悦君） 最初、建設課長にお伺いしたいと思うんですけども、歳入で活力創出基盤整備事業の交付金で、減額2,400万円ほどになっているんですけども、その減額の理由を教えてくださいと思います。

それから、農林課長にお伺いしたいんですけども、10ページ、農地中間管理受託事業の収入30万円ありますけれども、この事業収入というのは自治体一律の30万円なのかということ、交付の根拠をお伺いしたいと思いますし、また、今回の補正で、歳出でどの辺に使われるのかということがちょっと見当たらなかったものですから、それを教えてくださいというふうに思います。

それから、19ページの農林水産業費なんですけれども、この中の農業振興費で、農業振興地域整備計画変更業務委託料の420万何がしについて教えてください。

工事請負費、同じページなんですけれども、水路等の改修工事なんですけれども、これは900万何がしなんですけれども、当初予算で置けなかったのかどうか。また国・県との手続上の問題で今の時期になったのかどうかというようなことを教えてくださいというふうに思います。

それから、林業費で室長にお伺いしたいんですけども、20ページなんですけれども、林業費の林業総務費で積立金5,000万円と。当初予算では2,300万円ぐらいでしたか、平成26年度に積み立てるといような予算を置いていたんですけども、2,700万円ほどまた積み増しするといような予定なんですけれども、この財源の内容。あつ、ごめんなさい。平成26年度予算では2,170万円ほど計上していましたけれども、これから2,800万円ほど積み増しするといこ

となんですけれども、財源の内容についてお伺いしたいと思います。

それから、21ページ、土木費、建設課長にお伺いしたいんですけれども、土木総務費の中の委託料で国土調査修正委託料、これは国調をやったときの違いを修正するということだと思っておりますけれども、この200万円というのは町の持ち出しなのか、交付税措置されるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、東日本大震災の関係で23ページなんですけれども、災害対策費、危機管理室だと思っておりますけれども、これは利用自粛汚染牧草一時保管でのフレコンへの投入というんですけれども、これは東京電力にこの経費というのは請求できるものなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、生涯学習課長にお伺いしたいんですけれども、文化振興基金の積み増しなんですけれども、8,000万円ではなくて8,000円という当初予算で計上していたんですけれども、この財源、どういう形で充てるのかということ。文化振興基金も、それからさっきの交流資源利活用推進基金も、数ある基金会計の中で交流資源または文化振興基金に積み増しするという考え方がいいますか、これからの使い道を思いの中で積み増しすると思っておりますので、その辺もし方向性がありましたらお願いしたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） 非常に盛りだくさんなわけなんですけれども、まず建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

まず最初の質問で、9ページ、14款の国庫支出金で道路橋梁費補助金2,479万8,000円の減の理由ということでございました。

実はこれは道路新設改良費の色麻下多川線、または田川平柳線の交付金事業であります。それで当初の事業計画で、平成26年度で舗装が完了し供用開始を図りたいということで当初の要望額、交付金が6,450万円でございます。ところが4月に内示、交付決定がありました金額が3,565万円ということで、交付率が59%で非常に低かったということで、追加要望もお願いしたわけなんですけれども、現時点では難しいという話がありましたので、今回減額の補正をさせていただきます。

よって、この不足分に関しましては11ページの町債で、土木債のほうで2,420万円ほどを計上させていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一緒に。

○建設課長（田中壽巳君） じゃ一緒に、21ページの委託料、国土調査修正の委託料でございますけれども、財源はということで、単独ということで起債とかそういった交付金はございませ

ん。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 建設課長、同じく21ページのふれあいの森のほうは建設関係ではないんですか。（「商工費」の声あり）そうですか。わかりました。

それでは、次に農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

まず、第1点目の歳入の30万円の件でございますが、これにつきましては自治体一律ということではございません。中間管理機構と業務契約を結びまして事務量を勘案しましてそれぞれ結んだということになっております。本町といたしましては、今回は土地の異動の動向を考えまして30万円程度ということにしております。

伴いまして、歳出につきましては、既に計上しております農業委員会の臨時職員の賃金と時間外手当、それから農業振興費の需用費にそれぞれ充当させていただくということにしております。

それから、2点目の農業振興計画の委託料の関係でございますが、これにつきましては、合併して平成18年ごろに一度策定はしておりますけれども、その5年後に見直しをするというような予定になっておったんですが、ちょうど東日本大震災がございまして見直しができなかったということで現在に至っております。その間に圃場整備事業等がございまして、地番の変更等もございまして、28年からは新しい計画も作成しなければならないということですので、ただ、国土計画とかそういったことの整合性も必要だということで、今年度中に国土計画ができて上がるということがありますので、それらを踏まえまして今回委託をして計上させていただきまして、今後、計画の見直しをしていくということでございます。

それから、3点目の水路の改修工事でございますが、これにつきましては、4月11日の臨時議会でお認めいただきました宮崎地区の麓の行沢の応急処置を行いました。その後、その時点で応急でございましたので、断面の関係で不足している部分があるとか、それからのり面の保護をしなければならないということで、今回水路の改修ということで計上をさせていただきました。

それから、東日本大震災のフレコン封入の関係でございますが、これにつきましては、賠償の対象ということで東電のほうと事前協議をしております。事業主体は農協で行いますが、町のほうでは負担金を支出するというので、農協が主体となって事業を行って東電に賠償請求を行って、賠償請求が受領した後に町に返還をしていただくというような流れで進んでおります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。ふれあいの森の。いいですか。

それでは、基金の関係で総務課長。いいですか。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

20ページの交流資源利活用の基金、それから27ページの文化振興基金のそれぞれの今回の積み立てというご質問でありました。

これは今回の補正をする中で、歳入と歳出の差額が2億8,000万円ほどございまして、その使い道について協議をさせていただきました。

その中で、どの基金に積み立てるかということで検討したわけでありますが、財政調整基金については決算積み立てを含めると28億円ほどになるということで、これ以上積む必要はないだろうということでありました。やくらい施設群とゆ〜らんど、それから荒沢の木道の修繕等が見込まれるということがありまして、まず交流施設の基金に5,000万円を積み立てたということであります。

それから、文化振興基金につきましては、中新田図書館の空調施設の修繕が来年度見込まれるということがございます。それから、そのほかの文化施設についても今後大きな修繕が見込まれますので、この文化振興基金にも3,000万円を積み立てたということであります。それぞれ一般財源ということであります。以上であります。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 盛りだくさんで大変申しわけございませんでした。

かなり基金が交流資源、それから文化振興基金ということで、積み立ての理由というか、そういうふうに使いたいというようなことでした。ということは、長期的というか、基金の運用というのはなかなか難しいという、果実を出せるまでにはなかなかこの基金は利用できないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 基金の果実運用については、会計管理者のほうでご答弁をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（鈴木 裕君） 会計管理者でございます。

基金の果実運用ということでございますが、基本的に基金条例の中で果実運用する基金はほとんどないということで、ただ、皆さんご承知だと思います。現在、低利時代です。定期預金、普通預金、ほとんど利率がつかないという状況でございます。その中で、できるだけ債券運用

をして、今度の決算でも出てきますが、ある程度の数字は残せて、それで決算で約2,900万円ほど積み立てをすることができたという状況でございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 最後に企画財政課長にお伺いしたいんですけれども、国が定める町の運営に必要な基準財政需要額に決定に関して、基金をいっぱい持っていると言った需要額の試算というものに影響するものなのかどうかということを一ポイントだけお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長、お答えいたします。

基金の額につきましては、基準財政需要額には影響はございません。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑はございませんか。15番一條 光君。

○15番（一條 光君） 19ページお願いします。

先ほど農業振興地域整備計画の変更で430万円ほど出捐をするということでの説明もいただきましたけれども、やはり農業振興計画といいますのは、目的は優良農地を確保する、保全する、あるいは乱開発を未然に防ぐという意味合いもあるんだろうと思いますけれども、一方現場からしますと、昭和40年代半ばから転作制度が普及をしまいいりまして、今現在は3割以上も休んでいる状況でございます。

そういった中でまちおこし、あるいはまちづくりをしていく観点から見ますと、そんなに一方的にかた窮屈に農振制度を守って、自分の首を自分で絞めているというような見方もされるわけですから、やはり現場の声を反映した計画をつくっていただきたい。そのためには現場の声をいかにして吸い上げた上で計画をつくっていくかということも考えていただきたいんですけれども、この点についての担当課長としての見解がいただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

ご指摘のとおり農業振興計画につきましては、優良農地の保全ということが法律にもうたわれております。ただ、町の計画の中で例えば国土利用計画とか都市計画、それらとの整合性も図る必要がございます。

さらに、今回の計画に委託に当たりましては農家の意向調査も実施をしたいというふうに考えております。全戸になるか一千戸になるか、その辺についてはまだ細部詰めてはおりませんが、あらかじめ農家の意向を考えまして、農振地域の除外を、最初からこの部分は除外してほしいというようなものがあればそういったことの意向も十分に酌み取った上で、優良農地の保

全ということを念頭に置きながら計画の見直しをしていきたいというふうに考えております。
以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 光君。

○15番（一條 光君） 現場では、たとえ農業に資するための機械を入れる格納庫とか、あるいは餌を入れておくところの倉庫をつくと、農業用施設用地であってもなかなかそれを具体化する、建設をするというのができない状況にありますので、先ほどの答弁の中にもありましたように、農家の意向を吸い上げるという考えがありますので、ご期待をしたいと思います。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。17番味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 前にもお聞きしたいんですけれども、28ページの中新田図書館の工事請負費、駐車場整備2,500万円について内容を確認させていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長です。

中新田図書館の駐車場の関係でございます。現在、中新田図書館建物の東側に駐車場を建設するものでありまして、新たに台数32台分を増設するものであります。以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○17番（味上庄一郎君） 32台分というところかなり広いと思うんですけれども、今現在の位置からすると芝生があって、外のトイレがあるような、あのところでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えします。

建物の真東といいますか、建物すぐ東のちょっと北側に現在駐車場がございまして、その並びで南側にまず建物と同じ位置まで大体20台弱です。そこから若干東側にL型に曲がっていく図面になっております。以上です。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。

ほかにございませんか。6番伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 20ページなんですけれども、これは水産業費、最近本当に見なれない、しばらくぶりで見えたアユということで、ふ化事業の内容についてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長でございます。

ふ化事業の内容ということでございますが、鳴瀬吉田川漁業組合のほうでアユの資源をふや

していきたいということで、一応アユの人工採卵を行うということでございます。それでこれからといいますか、落ちアユをとりまして、それを卵でふ化をさせ、それをある程度まで、卵の状態のまま人工的に養殖をしまして、それでまだ卵がついたままで川のほうに放流をするという形でございます。現在その部分を石神にありますサケのふ化場の一部をお借りしてやろうということで計画をしてございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 私の聞き方が悪かったが、大変申しわけないけれども、ふ化事業がどういものかというんでなくて、今回ここで補正を組んで、まだしばらくこの事業というのは、以前ですと毎年のようにずっとやってきたんですけれども、ずっと休止状態にあったんじゃないかと。ここでまた出てきたというのは、事業主体とかなんかがかわったとか、または、私の勘違いなのかな、しばらくぶりで見たとような気がするんだけど、これはずっと毎年出ていましたか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

毎年出ておりましたのは、アユの稚魚を放流するという事業でございます。それについては旧中新田の時代から鳴瀬川のほうへ放流を町としても行ってきましたし、あとは漁協さんのほうでもやってきたということでございます。それで今回の部分に関しましては、新たな事業ということでございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 要するに稚魚の放流というのはずっとやってきたし、川そのものの保なり魚の育成等々でずっとやってきた事業なんですけれども、ここに今の時期にまだふ化事業ということで、持ち出しも20何がしあって、県とかなんとかでまた何か新しいことでやりましようみたいなキャンペーンに基づくことなのか、またはどういうことでこれをするんだということでお聞きをしたかったということで、具体的にふ化の姿をどうだとか、させ方がどうだということは結構ですので、今回出た背景、それを最後にまたお聞かせください。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

ご承知のとおり、これまでアユの稚魚を放流して、鳴瀬川の水質の改善のバロメーターという形でやってきておりました。

しかしながら、やはり川の状態も以前と変わってきているということでございます。それで

こちらで放流した部分に関しましてはその場にいるわけですが、大方は河口から上ってくるという状況でございますが、こちら側の上流まで来る部分には大分少なくなってきたという状況があるようでございます。そういう形でもう一度こちらでふ化して、要するに卵がいっぱい川で発育するような環境のお手伝いをしましょうという形でございます。それで鳴瀬川のアユを今以上に多くの皆さんにお楽しみいただくということはもちろんでございますが、清流鳴瀬川をもう一度皆さんで見つめ直しましょうと、努力をして取り戻していきましょうという、そういう運動にもつなげていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 昼食のため午後2時まで休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正について質疑を行います。ございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 17ページの児童福祉費、小規模保育設置促進事業、ここに計上されていますが、先ほど条例の審議があったばかりなんです、その内容について、こういった補助、あるいは内容についてお伺いしたいと思います。

例えば今回、こういった家庭内保育事業等々、事業を始めるに当たって参入する一般の人たちに対し、十分な保育ができないから心配だと、1人当たりの匍匐のスペースが確保できるのかとか、外遊びができるようなそういった条件をきちんと確保できるのかといった心配の声が各地で上がっていたかと思いますが、そういった点からこういった補助内容なのか、お伺いしたいと思います。

それから、もう一つは小野田中学校、宮崎中学校に太陽光の発電設備を行うというふうな予算が計上されているんですが、それは中新田中学校と同程度のキロワット数なのか。それから、エコ支援事業になっているわけですから、子供たちの教育面にはどんなふうに生かしていくのか、そういった点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） 子育て支援室長、お答えをいたします。

17ページの小規模保育設置促進事業についてでございます。今回の小規模保育事業に対する補助金でございますが、条例の際もお話ししましたけれども、施設の設置希望者がございまして、その事業者が施設の改修をするために要する費用については国の補助対象となるというよ

うなことで、今回小規模事業のA型ということで申請をいただいております。

定員は19人ということで、場所については中新田地区の新丁地区の既存の建物を改修して利用したいということで申し出をいただいております。

事業費が、建物の改修工事が1,700万円、保育備品ですとか給食の備品等が503万2,000円で、2,203万2,000円の事業費ということで挙げられております。

財源と補助の関係でございますが、この事業については県を経由するわけでございますけれども、国が3分の2ということで、基準事業費が2,200万円となっております。2,200万円の3分の2で1,466万6,000円が補助金として入りまして、町の負担が12分の1ということになりまして、183万3,000円を合わせまして今回の1,649万9,000円の補助金という形で計上をさせていただいております。

あと事業者については4分の1の負担、あとは補助基準額を上回る分については事業者の負担というような形になります。

今回、小規模等の補助事業については現在のところ小規模保育事業のみで、家庭的保育等については補助基準がまだ明確にされていないという状況でございます。認定こども園等の設置についても新たに補助事業が設置をされて、同様の基本、国3分の2、町が12分の1というような負担で現在のところ考えられているようでございます。

今回の整備に当たりまして、匍匐面積というようなお話も出ましたが、先ほどの条例の基準等で匍匐面積、ゼロ歳児で1人当たり3.3平米というような基準等が示されておりますので、そういった基準に従って、定員と合わせて施設の改修を基準に合う形をお願いをするというようなことで考えております。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（今野伸悦君） 協働のまちづくり推進課長でございます。お答えいたします。

この事業についてはこちらのほうで申請の窓口業務等を一応担っておりますので、私のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まずもって今回のエコ支援事業の希望なんですけれども、従来、学校とあと各種につけております太陽光モジュールにつきましては10キロワット、あとはリチウムイオン電池については15キロワットぐらい、一応それを予定しております。

あと、今回この事業なんですけれども、歳入のほうでもありますとおり、公立小中学校のエコ支援事業補助金という事業を活用して100%補助で事業を実施したいと思っております。

それで、今回学校ということで、単に避難施設ということだけではなくて、学校のほうの環境教育もしなければならないということで補助要項のほうにありましたので、それで教育委員会、あと小野田中学校、宮崎中学校とあわせて、環境教育について一応申請に基づいた事業、どういったことができるか今協議中であります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。1番木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） 申しわけありません。ちょっとだけお願いします。

まず一つは確認なんです、13ページの土地開発基金財産取得費ということで9,500万円計上されているんですが、金額からすると、やくらいなのかなという確認が1点と。

28ページの城生観音菩薩ということで、ずっと地域から念願されていたものがやっとついたようなんです。これは一般財源ということなんです、前にお聞きしたときにいろいろな財団のそういった補助金もあると聞いたんですが、そうではなくて町単独なのか。

最後29ページなんです、陶芸の里陸上競技場改修工事2,741万1,000円とあるんですが、内容について。その3点お願いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

ご案内のとおり土地開発基金の財産の買い戻しとして9,500万円、昨年10月16日に承認をいただきましたやくらいゴルフ場の用地でございます。150万9,162.26平方メートルの38筆の分でございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（猪股清信君） 生涯学習課長、お答えします。

初めに28ページ、文化財保護費、城生観音菩薩修理事業68万円についてお答えいたします。

この事業につきましては文化財の修復事業、町指定でございますので、町補助、事業費の2分の1ということで、今回、平成26年度分68万円を計上させていただいております。

この観音菩薩の修理につきましては、平成26年、27年、28年の3カ年で行いたいということで、債務負担行為、限度額100万円もお願いしているところでございます。

地元城生行政区におきましては、地元の財源及び今回は文化財保護芸術研究助成財団というところの修復補助が認められました。金額は30万円でございますが、総額約300万円の事業費に対して助成が30万円、あと300万円でございますので、2分の1で約150万円を町で補助するという事業でございます。

次に、29ページ、体育施設費の陶芸の里陸上競技場改修工事でございます。このことにつき

ましては、陸上競技場は日本陸連第3種公認を今いただいておりますが、5年に1度、認定更新の時期ということでございます。

まずもって当初予算で計上したいところではございましたが、昨年11月に日本陸連の検定員の指導をいただきました。その際、18年ほどになりますことから全面改修を指示されたわけではございますが、財源的に1億4,000万円ほどという金額でございました。そのため相談したところ、いろいろな補助事業、例えばt o t oくじの全面改修補助事業とかありますが、それは20年を過ぎた施設ということでございまして、1億円の補助金がもらえる可能性があるということで今回全面改修を諦めまして、18年になる陸上競技場なので、あと3年待てば1億円対象の事業に該当するというので、日本陸連第3種公認を一度諦めて白紙にして進めていくという復旧計画を立てました。

ところが、加美町陸上競技協会とかの働きで指導員、検定員の方と再度相談したところ、約1億4,000万円かかる全面改修は5年後に延ばすので、今回はまだ小規模で認めましょうということで再度ご指導いただきまして、その金額が2,700万円で陸上競技場の工事ができると。これ以外も備品購入やら委託料という形でいろいろ第3種公認の手続は必要でございますが、今回の工事につきましてはまずはトラックとフィールドの全面洗浄・塗装。全面改修というのは、下からみんな掘削して作り直すことが全面改修でございまして、今回は洗浄して塗装すると。そしてレーンの白線、それからリレーゾーンとかのマーカ―、そういうものを再度設置すると。それからフィールドでございまして、走り幅跳び、走り高跳び、やり投げ、そういう助走路も全面塗装ということでございます。ただ100メートルのスタートラインとゴールライン、それから400メートルのスタートライン、これはセパレートでございまして、これの一部だけは掘削して作り直す、その部分だけを削ってまた作り直すという作業がございまして。ちなみに5年前は1レーンだけを掘削して作り直してございまして。あと、それ以外は洗浄・塗装という行為をしております。

今回、この作業につきましては補正予算をお認めいただいた後、すぐ起工させていただきますので、3月末までの期間で工事をしたいということで、3種公認は5月8日までの期間と。です。その前に検定を受けるという作業になる予定でございまして。よろしくお願いたします。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。2番早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 23ページと24ページの教育費についてお伺いします。

A L Tの報酬の関係で198万円減額、あと24ページで234万円計上されているわけですからけれど

も、その関係と今後の外国語指導助手への考え方についてお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 教育総務課長、お答えいたします。

23ページの報酬、外国語指導助手198万円の減、これにつきましては、ALTのJETの関係なんですけれども、そのうちの1名が9月いっぱいまで依頼退職というようなことになっております。したがって、これに充てるべく、次の24ページ、委託料のほうで外国語指導助手委託料234万円を計上しているという内容でございます。

それで、今後のALTの考え方なんですけれども、こちらにつきましては平成27年度から、現在、委託の関係については3名、そしてJETの関係が2名、合わせて5名いるわけなんですけれども、その構成については今後検討していくというようなことの内容でございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号平成26年度加美町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号平成26年度加美町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第56号 平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（下山孝雄君） 日程第10、議案第56号平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第56号平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ3,366万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億866万4,000円とする補正予算であります。

歳入については、国庫支出金として療養給付費等負担金829万4,000円減、財政調整交付金233万2,000円減、療養給付費交付金として350万円増、繰入金として一般会計繰入金221万円減、繰越金として4,572万7,000円増などであります。

歳出については、保険給付費として退職被保険者等高額医療費350万円増、後期高齢者支援金530万円減、介護給付費納付金2,061万9,000円減、諸支出金として前年度国保療養給付費等負担金返還金4,228万9,000円増などのほか、職員人件費の整理及び組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号平成26年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第57号 平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第11、議案第57号平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第57号平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ45万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,445万1,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金45万1,000円を増額するものであります。

歳出については、一般会計繰出金49万円を増額するほか、予備費を減額するものであります。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号平成26年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第58号 平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第12、議案第58号平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第58号平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ5,880万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ25億7,880万5,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として介護給付費負担金119万4,000円増、支払基金交付金として介護給付費交付金704万3,000円増、繰入金として一般会計繰入金368万3,000円減、繰越金として5,073万5,000円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費として一般会計繰出金477万3,000円増、諸支出金として前年度介護給付費負担金返還金218万8,000円増などのほか、職員人件費の整理及び組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号平成26年度加美町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第59号 平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第13、議案第59号平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第59号平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ41万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,131万5,000円とする補正予算であります。

歳入については、一般会計繰入金10万円、繰越金31万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出については、職員人件費の整理を行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号平成26年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第60号 平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算
（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第14、議案第60号平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第60号平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、歳入歳出の総額を補正前と同額の600万円とする補正予算で、歳入予算の組み替えを行うものです。

歳入については、介護認定審査会負担金71万5,000円を増額し、繰越金71万5,000円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号平成26年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第61号 平成26年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議案第61号平成26年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第61号平成26年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ407万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,107万6,000円とする補正予算であります。

歳入については繰越金407万6,000円を増額し、歳出については予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号平成26年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号平成26年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第62号 平成26年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第16、議案第62号平成26年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第62号平成26年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ322万9,000円とする補正予算であります。

歳入については繰越金2万9,000円を増額し、歳出については予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号平成26年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第62号平成26年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第63号 平成26年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第17、議案第63号平成26年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第63号平成26年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,725万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億7,325万4,000円とする補正予算であります。

歳入については繰越金1,725万4,000円を増額し、歳出については、施設管理費として中新田浄化センター修繕工事359万7,000円増などのほか、職員人件費の整理及び組み替えを行い、予

備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 77ページの下水道建設費にかかわって、下水道布設というか建設の進捗状況についてお伺いします。

なお、補正額は少ないんですが、この理由についてもお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長、お答えさせていただきます。

下水道事業の進捗率というご質問ですので、下水道事業の管渠の整備につきましては平成23年度にほぼ完了しております。

それから、今現在、整備を進めているのは、浄化センター関係の維持管理費、議会に承認いただきましたけれども、水処理施設の整備関係、それから中新田浄化センターの維持管理費の長寿命化計画、これらを現在進めている状況でございます。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。補正の理由、359万7,000円。上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 大変失礼しました。今回、補正で上程している中新田浄化センターにおけるこの工事請負費359万7,000円につきましては、浄化センター内に3つのオキシデーションディッチというのがありますけれども、その中に曝気ローターというものが、要するにこれによりまして汚水処理を活性化する目的で設置してある施設ですけれども、その修繕工事のための予算でございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号平成26年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号平成26年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第64号 平成26年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第18、議案第64号平成26年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第64号平成26年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ314万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億314万7,000円とする補正予算であります。

歳入については繰越金314万7,000円を増額し、歳出については職員人件費の整理及び組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号平成26年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号平成26年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第65号 平成26年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（下山孝雄君） 日程第19、議案第65号平成26年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第65号平成26年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）について

ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出において職員人件費等の整理に伴い94万5,000円を増額し、予備費を減額する補正予算であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号平成26年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第65号平成26年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。2時55分まで。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。日程第20、認定第1号平成25年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第2号平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第3号平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第4号平成25年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第5号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、認定第6号平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、認定第7号平成25年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、認定第8号平成25年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、認定第9号平成25年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、認定第10号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、認定第11号平成25年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上11件はいずれも平成25年度

決算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第20、認定第1号平成25年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第30、認定第11号平成25年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

-
- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第20 | 認定第1号 | 平成25年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第2号 | 平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第3号 | 平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第4号 | 平成25年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 認定第5号 | 平成25年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第25 | 認定第6号 | 平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第26 | 認定第7号 | 平成25年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第27 | 認定第8号 | 平成25年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第28 | 認定第9号 | 平成25年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第29 | 認定第10号 | 平成25年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第30 | 認定第11号 | 平成25年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について |

○議長（下山孝雄君） 日程第20、認定第1号から日程第30、認定第11号までを一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 認定第1号から認定第11号までについてご説明申し上げます。

認定第1号平成25年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号平成25年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての11件につきまして、別冊平成25年度加美町一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに監査委員の決算等審査意見書を添えて、決算の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、会計管理者及び上下水道課長からご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（鈴木 裕君） 会計管理者でございます。

私のほうからは、一般会計及び特別会計の平成25年度歳入歳出決算額についてご報告申し上げます。

初めに、決算認定に付する関係書類でございますが、地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条第2項の規定により調製しました歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書でございます。様式につきましては地方自治法施行規則第16条及び第16条の2の規定に基づいて調製しております。

それでは、1ページをお開き願います。

平成25年度加美町一般会計歳入歳出決算書、歳入からでございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順でご報告いたします。なお、項の欄及び予算現額と収入済額との比較につきましては省略をさせていただきます。

1 款町税、予算現額24億8,007万9,000円、調定額27億7,469万1,309円、収入済額26億3,565万1,035円、不納欠損額4,231万4,429円、収入未済額9,672万5,845円。

2 款地方譲与税、1億8,350万1,000円、調定額、収入済額ともに1億9,594万3,000円、1欄飛びゼロ。

3 款利子割交付金、300万円、調定額、収入済額ともに410万円、1欄飛びゼロ。

4 款配当割交付金、100万円、調定額、収入済額ともに499万8,000円、1欄飛びゼロ。

5 款株式等譲渡所得割交付金、20万円、調定額、収入済額ともに723万6,000円、1欄飛びゼロ。

6 款地方消費税交付金、予算現額、調定額、収入済額全て2億3,902万3,000円、1欄飛びゼロ。

7 款ゴルフ場利用税交付金、400万円、調定額、収入済額ともに402万8,275円、1 欄飛びゼロ。

8 款自動車取得税交付金、予算現額、調定額、収入済額全て7,592万5,000円、1 欄飛びゼロ。

9 款地方特例交付金、予算現額、調定額、収入済額全て682万2,000円、1 欄飛びゼロ。

次のページをお願いいたします。

10 款地方交付税、予算現額、調定額、収入済額全て69億4,665万2,000円、1 欄飛びゼロ。

11 款交通安全対策特別交付金、450万円、調定額、収入済額ともに474万3,000円、1 欄飛びゼロ。

12 款分担金及び負担金、5,228万3,000円、5,627万5,750円、5,509万9,450円、1 欄飛び117万6,300円。

13 款使用料及び手数料、1 億7,473万5,000円、2 億4,111万1,751円、1 億8,285万5,261円、1,749万8,850円、4,075万7,640円。

14 款国庫支出金、8 億9,563万3,000円、調定額、収入済額ともに7 億8,834万539円、1 欄飛びゼロ。

15 款県支出金、9 億4,614万8,000円、9 億3,663万7,021円、9 億1,393万6,021円、1 欄飛び2,270万1,000円。

16 款財産収入、8,940万2,000円、9,242万6,954円、9,236万3,044円、1 欄飛び6 万3,910円。

17 款寄附金、4,616万7,000円、調定額、収入済額ともに4,761万173円、1 欄飛びゼロ。

18 款繰入金、予算現額、調定額、収入済額全て1 億269万4,000円、1 欄飛びゼロ。

19 款繰越金、3 億9,309万円、調定額、収入済額ともに3 億9,309万363円、1 欄飛びゼロ。

20 款諸収入、2 億3,717万円、2 億3,697万3,916円、2 億2,744万8,756円、1 欄飛び952万5,160円。

21 款町債、18億590万円、調定額、収入済額ともに14億3,230万円、1 欄飛びゼロ。

歳入合計、予算現額146億8,792万4,000円、調定額145億9,162万2,051円、収入済額143億6,085万8,917円、不納欠損額5,981万3,279円、収入未済額1 億7,094万9,855円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。

4 ページをお開き願います。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順で説明させていただきます。なお、項の欄及び予算現額と支出済額との比較欄については省略させていただきます。

1 款議会費、予算現額1 億4,873万9,000円、支出済額1 億4,331万2,332円、翌年度繰越額な

し、不用額542万6,668円。

2 款総務費、25億1,501万3,000円、21億3,573万3,459円、3 億4,963万6,000円、2,964万3,541円。

3 款民生費、27億5,485万1,000円、27億346万3,974円、1,611万7,000円、3,527万26円。

4 款衛生費、10億1,823万6,000円、10億998万6,680円、1 欄飛び824万9,320円。

5 款労働費、4,794万7,000円、4,676万222円、1 欄飛び118万6,778円。

6 款農林水産業費、8 億8,372万7,000円、8 億197万6,641円、6,667万4,000円、1,507万6,359円。

7 款商工費、3 億4,751万5,000円、3 億4,214万3,496円、1 欄飛び537万1,504円。

8 款土木費、15億9,015万5,000円、14億2,251万2,422円、1 億3,156万6,000円、3,607万6,578円。

9 款消防費、5 億9,730万9,000円、5 億3,978万8,396円、4,801万8,000円、950万2,604円。

10 款教育費、17億720万5,000円、16億6,704万6,662円、1 欄飛び4,015万8,338円。

11 款災害復旧費、9,717万1,000円、8,801万6,531円、585万9,000円、329万5,469円。

12 款公債費、25億4,828万5,000円、25億4,638万3,159円、1 欄飛び190万1,841円。

13 款予備費、4 億3,177万1,000円、2 欄飛び4 億3,177万1,000円。

歳出合計、予算現額146億8,792万4,000円、支出済額134億4,712万3,974円、翌年度繰越額6 億1,787万円、不用額6 億2,293万26円。

次のページをお願いいたします。6 ページでございます。

歳入歳出差引残額、9 億1,373万4,943円、うち基金繰入額4 億円であります。

平成26年9月16日提出、加美町長猪股洋文。

一般会計の実質収支に関する調書については報告を省略させていただきます。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

次に、国民健康保険事業等9つの特別会計についてご報告いたします。

なお、特別会計につきましては、実質収支に関する調書のみの報告とさせていただきますので、ご了解願います。

241ページをお開き願います。

国民健康保険事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額28億7,255万円、歳出総額27億4,578万7,000円、歳入歳出差引額1 億2,676万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源296万3,000円。実質収支額1 億2,380万円。実質収支額のうち

地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額6,200万円。

次、253ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額2億3,782万1,000円、歳出総額2億3,403万円、歳入歳出差引額379万1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額379万1,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

278ページをお願いいたします。

介護保険特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額25億513万円、歳出総額24億3,914万8,000円、歳入歳出差引額6,598万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額6,598万2,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

285ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額1,193万円、歳出総額1,039万円、歳入歳出差引額154万円、翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額154万円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

293ページをお開き願います。

加美郡介護認定審査会特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額605万円、歳出総額476万8,000円、歳入歳出差引額128万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額128万2,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

300ページをお願いいたします。

霊園事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額957万2,000円、歳出総額411万円、歳入歳出差引額546万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額546万2,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

307ページをお願いいたします。

町営駐車場事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額324万円、歳出総額259万2,000円、歳入歳出差引額64万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額64万8,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定によ

る基金繰入額ゼロ。

325ページをお願いいたします。

下水道事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額15億8,883万3,000円、歳出総額15億6,220万円、歳入歳出差引額2,663万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額330万円。実質収支額2,333万3,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

337ページをお開き願います。

浄化槽事業特別会計、実質収支に関する調書。

歳入総額8,424万8,000円、歳出総額8,024万5,000円、歳入歳出差引額400万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源なし。実質収支額400万3,000円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

一般会計及び9つの特別会計の決算額等は以上でございます。

次に、財産に関する調書につきましては、次の339ページから356ページにかけて、公有財産、物品、基金の区分で決算年度中の増減高と決算年度末現在高について記載しております。詳細につきましては省略させていただきます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長です。よろしくをお願いいたします。

357ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1. 平成25年度加美町水道事業決算報告書。

（1）収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、当初予算額5億250万円、補正予算額147万6,000円の減、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額ゼロ、合計5億102万4,000円、決算額5億395万2,284円、予算額に比べ決算額の増減292万8,284円、うち仮受消費税2,321万3,668円。

支出。

第1款水道事業費用、当初予算額5億250万円、補正予算額147万6,000円の減、予備費支出額ゼロ、流用増減額ゼロ、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額ゼロ、小計5億102万4,000円、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額ゼロ、合計5億102万4,000円、

決算額 4 億 8,688 万 8,320 円。地方公営企業法第 26 条第 2 項の規定による繰越額ゼロ、不用額 1,413 万 5,680 円、うち仮払消費税 1,386 万 890 円。

続きまして、358 ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第 1 款資本的収入、当初予算額 484 万 7,000 円、補正予算額ゼロ、小計 484 万 7,000 円、地方公営企業法第 26 条の規定による繰越額に係る財源充当額ゼロ、継続費通次繰越額に係る財源充当額ゼロ、合計 484 万 7,000 円、決算額 484 万 7,000 円、予算額に比べて決算額の増減ゼロ。

支出。

第 1 款資本的支出、当初予算額 1 億 6,722 万円、補正予算額 2,217 万円の減、流用増減額ゼロ、小計 1 億 4,505 万円、地方公営企業法第 26 条の規定による繰越額 1,351 万 3,500 円、継続費通次繰越額ゼロ、合計 1 億 5,856 万 3,500 円、決算額 1 億 5,382 万 9,566 円、地方公営企業法第 26 条の規定による繰越額ゼロ、継続費通次繰越額ゼロ、合計ゼロ、不用額 473 万 3,934 円、うち仮払消費税 415 万 5,968 円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 4,898 万 2,566 円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,482 万 6,598 円、減債積立金 1,000 万円、建設改良積立金 1,000 万円及び当該年度消費税資本的収支調整額 415 万 5,968 円で補填した。

以上で説明を終わります。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

続いて、監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。代表監査委員、ご登壇の上、報告をお願いします。

〔代表監査委員 小山元子君 登壇〕

○代表監査委員（小山元子君） よろしくお願ひいたします。

地方自治法第 233 条第 2 項並びに同法 241 条第 5 項の規定により、町長より審査に付されました平成 25 年度加美町一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況につきまして審査を行い、その結果につきましては 9 月 9 日、町長へ審査意見書を提出いたしております。

それでは、その審査意見書につきまして申し上げます。

お手元の決算審査意見書の 1 ページをお開きください。

審査の対象は、平成 25 年度加美町一般会計及び加美町国民健康保険事業特別会計ほか 8 つの特別会計の歳入歳出決算と財産に関する調書であります。

審査は、平成26年7月28日から8月22日まで行いました。

審査は、ここに記載のとおりの手続にのっとり実施いたしました。

2ページをごらん願います。

審査の結果につきましては、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿、証書類等を照合した結果、総じて誤りのないものと認められ、また、予算の執行及び関連する事務処理もおおむね適正に行われているものと認められました。基金の運用状況を示す書類の計数も、関係帳簿等を照合した結果、誤りのないものと認められ、基金の運用状況も妥当であると認められました。

決算の総括に入らせていただきます。

平成25年度の一般会計、特別会計の決算規模は、歳入総額216億8,023万2,666円。うち一般会計が143億6,085万8,917円、特別会計が73億1,937万3,749円、歳出総額におきましては205億3,039万4,282円、うち一般会計が134億4,712万3,974円、特別会計が70億8,327万308円であり、差引残額が11億4,983万8,384円となっております。

会計ごとの決算収支の状況は、3ページ、表1をごらんください。

一般会計の決算では、翌年度へ繰り越すべき財源1億1,729万9,000円を差し引いた実質収支は7億9,643万6,000円、特別会計の総決算におきましても翌年度へ繰り越すべき財源626万3,000円を差し引いた実質収支は2億2,984万1,000円となり、どちらも黒字決算となっております。

表2は、決算規模を前年度と比較したのですが、一般会計の歳入では4.4%、歳出は3.2%、特別会計の歳入では9.2%、歳出では9.0%それぞれ増加しております。

4ページをごらん願います。

財政構造を普通会計により分析したものでございます。表3は普通会計におけます決算状況であります。実質収支は8億317万9,000円の黒字、単年度収支は1億7,323万9,000円の黒字、実質単年度収支においても2億8,832万2,000円の黒字となっております。

6ページをお開き願います。

表6は主要財務比率の年度別推移でございますが、平成25年度は財政力指数0.312、経常収支比率82.8%、実質公債費比率10.2%と前年より改善されております。

表7は町債の状況でございますが、一般会計・特別会計の平成25年度末現在高は229億5,927万6,000円で、前年度末現在高より11億8,260万円減少しております。平成25年度末現在高のう

ち159億3,787万8,000円が地方交付税で措置されます。

8ページからは一般会計の決算状況でございますが、詳細につきましては割愛させていただきますことをご了承賜りたいと思います。

地方自治法第233条の2の規定によります財政調整基金繰入額は4億円であります。

表10の歳入決算状況をごらんください。

収入未済額1億7,094万9,855円、不納欠損額は5,981万3,279円となっております。

10ページの表12は町税状況でございます。町税におきまして収入未済額は9,672万5,845円ですが、前年度に比しまして6,774万8,477円、41.2%と大きく減少しております。

次のページの住宅使用料におきましても収入未済額は4,017万2,600円ですが、前年度より1,914万3,250円、32.3%でございますが減少しております。詳細調査によりまして、今年度初めて1,749万8,850円の不納欠損処分を行っております。

12ページ、表14の1をごらんください。

歳出決算状況でございます。

翌年度繰越額は6億1,787万円で、前年度より1億9,894万5,000円ふえております。

21ページからは、特別会計の決算状況でございます。

22ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計におきましては、地方自治法第233条の2の規定によります国民健康保険事業財政調整基金繰入額は6,200万円でございます。

次のページの表33は、国民健康保険税の収納状況でございます。収入未済額は1億1,898万7,153円で、前年度より3,801万7,365円、率にしまして24.2%減少しております。

25ページの介護保険特別会計におきましては、今年度初めて467万5,297円の不納欠損処分を行いました。収入未済額では2,994万2,280円、前年度より45万1,063円増加しております。

35ページをお開き願います。

公有財産について申し上げます。

当年度末現在高は、土地においては1億1,711万4,041平方メートル、建物におきましては20万2,584平方メートルとなっております。土地では、中新田体育館駐車場敷地や旧大崎西部家畜市場跡地、これは色麻町の持ち分でありましたが、買い戻しを行っております。

次のページの出資による件につきましての3,380万円の減額は、大崎西部畜産公社が解散したことによるものであります。

また、車両保有総数は252台となっております。

また、基金につきましては、当年度中に6億8,689万8,279円増額されまして、当年度末現在高は66億6,440万268円となっております。なお、本年度中に新たに若鮎給付型奨学金基金が創設されております。

39ページの「結び」をごらん願います。

平成25年度予算は、厳しい財政状況を乗り切るため、抑制基調の予算編成を行っていくとともに、一般財源の減少が見込まれる中、新たに必要な歳出を行う際は原則として他の経費の削減で対応するなど、歳出経費の削減が不可欠であるとの認識に立って編成されております。そのため、全ての事業について経費の必要性を見直し、ゼロから積み上げていくといった視点で行われました。

その中で総合計画に掲げます施策のうち、再生可能エネルギー導入の推進、協働のまちづくりの推進、美しいまちなみづくりの推進、介護サービスつき町営住宅整備の推進、町営放牧場整備の推進、また、バッハホールを核としました音楽のまちづくりの推進など、重点施策として展開されました。

平成25年度の普通会計歳入決算額は、地方交付税が増額しておりますが、これは特別交付税の震災部分において増加したことによるものであり、国庫支出金、県支出金、個人・町民税収入もそれぞれ増加しております。

歳出決算額は、放射能対策を初めとして東日本大震災関連の復旧・復興事業、低気圧災、凍上災などの災害復旧事業で減額となっております。

歳出を性質別に見ますと、義務的経費のうち人件費については、計画的な職員採用の抑制によりまして人件費総額の7.7%が減少しておりますが、一方で物件費におけます非常勤職員の報酬等が増加していく傾向にあります。公債費につきましては、今後も減少傾向で推移するものと思われまます。普通建設事業費におきましては、太陽光設備、公共放牧場整備、社会教育施設用地取得事業などを行ったことにより前年度よりふえております。

また、平成25年度の主要財務比率は、経常収支比率82.8%、実質公債費比率10.2%は確実に改善されてきており、比較的良好な値に近づきつつあります。将来負担比率におきましても改善されていますことから、町の財政は健全化の方向へ確実に歩んでいるものと認識しております。

次に、決算状況についてであります。本年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入143億6,086万円、歳出134億4,712万円で、前年度より歳入では4.2%、歳出は3.1%増加しており、決算収支は9億1,375万円、実質収支は7億9,644万円、単年度収支におきましても1

億4,031万円といずれも黒字となっております。

40ページをごらんください。

一般会計に特別会計を合わせました総決算額では、歳入216億8,023万円、歳出205億3,039万円で、決算収支は11億4,984万円、実質収支は10億2,628万円、単年度収支におきましても1億6,095万円と、いずれも黒字となっております。

普通会計におけます歳入の構成を見ますと、一般財源が80.7%、自主財源が26.5%で、ほぼ前年同様であります。歳出の構成では義務的経費が前年度より2.6ポイント低下し42.5%、投資的経費では逆に2.6ポイント上昇し、12.5%となっております。

次に、町税等の徴収状況及び使用料収入等の状況でございますが、町税等の収納率は町民税が前年度より1.3ポイント上昇し96.5%、国民健康保険税が3.0ポイント上昇し86.0%となっております。特に滞納繰越分におきまして大幅な収納率向上が見られますが、これは宮城県地方税滞納整理機構との連携や主管課の適正な対応によるものであり、合併以来最高の収納率を挙げた滞納整理の充実強化や収納努力につきましては評価するものでございます。

住宅使用料の収納率は前年度より2.4ポイント改善しておりますが、57.6%と依然低い値であります。住民負担の公平性を確保するためにも他の部署と連携を図り、適切な対策を講じ、引き続き収納率向上に取り組まれるよう望みます。

なお、不納欠損額は、町税では4,231万円、国民健康保険税で1,848万円、今回初めて住宅使用料で1,750万円、介護保険料で468万円の不納欠損処分が行われております。主たる要因は、所在不明、死亡、破産等によるもので、いずれもやむを得ないものと判断したものでございます。

まとめといたしまして、平成25年度は新町建設計画の見直しが行われるとともに、まちづくりの根幹をなします次期総合計画の策定に着手するなど、加美町として新たな段階を迎えた年でもありました。安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、防災マップの作成や防災拠点施設の太陽光発電設備の設置、各行政区への防災機材の配備は評価するものでございます。

また、住民提案型事業により、合併10周年を迎えた加美町にかみ〜ごが誕生しまして、町のPR等に貢献しております。

平成26年度からは地方交付税が一本算定に切りかわることによりまして、地方交付税が段階的に減少していきますことから、今後の財政運営を進める上で懸念材料の一つとなります。これまでも人件費の削減や行政運営の効率化を進め、合併に伴う財政特例措置を最大活用し、行財政運営を行ってきたところでございますが、将来にわたり安定的な行財政運営を行っていく

には、基金の維持確保を図りながら今後も引き続き基金の有効活用と効率的な運用に努めることも大切であると考えます。

これまで述べたとおり、町の財政は改善の方向に進んでおりますが、今後も町税を初めとする自主財源の確保や徹底した予算の執行管理はもとよりですが、予算編成方針に基づき事業の見直しや経常経費の削減、地方債発行の抑制などに努められますよう望むものであります。

あわせて、加美町橋梁長寿命化修繕計画が策定されましたが、これは橋梁だけではなく他の公共施設においても、計画に基づき維持管理を着実にを行い、寿命を延ばしながら長期的な事業費を節減するためにも修繕利用計画を策定することが必要と思われれます。

また、平成24年から事業を展開されております「美しいまちなみづくり事業」の具現化、さらには平成26年3月に137年の長い歴史を閉じました上多田川小学校跡地の有効活用につきまして、今後の取り組みに期待するものであります。

続きまして、平成25年度加美町水道事業会計決算審査意見書について申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして審査に付されました平成25年度加美町水道事業の決算について審査を行い、9月9日、その結果につきまして町長へ意見書を提出いたしました。

1ページをごらん願います。

審査は平成26年7月28日、審査の手續につきましてはここに記載のとおり行いました。

審査の結果は、審査に付されました決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書はいずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されており、当該年度末における財政状況及び経営は適正に表示されており、事業も総じて経営努力され、かつ事務処理も適正であることが認められました。

審査の結果は以下のとおりでございますが、詳細につきましては割愛させていただきますことをあらかじめご了承賜りたいと存じます。

5ページをごらん願います。

企業債につきましては、平成25年度末現在高は11億1,686万5,000円、そのうち3,637万8,000円は地方交付税に算入されます。

次のページの損益計算書をごらん願います。

営業利益3,125万439円、経常利益1,310万4,808円、当年度純利益1,290万7,996円、当年度末未処分利益剰余金4,139万7,987円となっております。

8ページの貸借対照表をごらん願います。

資産合計におきまして46億1,873万3,893円、負債合計は4,156万3,678円、資本合計におきましては45億7,717万215円となっております。

11ページをごらん願います。

結びに、平成25年度の業務実績は、給水人口が2万5,188人で、前年度より236人、0.9%減少しております。給水普及率は前年度と同じ99.45%、年間配水量は276万5,000立米で前年度より6万7,000立米、2.0%減少しております。年間配水量の52.2%、144万4,000立米を広域水道事業所から受水しております。有収水量は222万8,000立米で、前年度より3万3,000立米、1.4%減少しておりますが、有収率は0.75ポイント上昇し80.59%となっております。建設改良では、老朽施設の更新、震災対策などの施設整備として水道配水管布設がえ工事や遠方監視装置の更新工事が計画どおり行われております。

次に、経営内容を損益計算書で見ますと、事業収益は前年度より470万円減少し4億8,074万円、事業費用は前年度より209万円増加し4億6,763万円となっております。水道事業収益の減収に対して水道事業費用は増加しましたが、特別損失におきまして前年度より減少したことによりまして当年度純利益は1,291万円と、前年度より1,159万円増加しております。また、供給単価と給水原価を比べますと、有収水量1立方メートル当たり給水原価が3円14銭上回っております。給水状況におきましては、1人1日の平均給水量は前年度より2リットル減少し242リットルとなっております。また、不明水量であります年間無効水量の割合は14.6%と前年度より0.8ポイント改善されております。これは漏水調査によるものであり、継続的に実施されることを望むものであります。

以上のことから、今後も引き続き水資源の有効活用の観点から、安全で快適な水の供給、災害時にも安定的な供給を行うためにも施設水準の向上に努められたいと考えております。

また、本年度は水道料金の収納率におきまして、現年分・滞納繰越分ともに改善が見られました。収入未済額においてもここ数年来、増加傾向にありましたが、減額するなど、その収納努力につきましては評価するものでございます。

最後に、平成26年度より徴収事務、検針事務、開栓業務などの民間委託に取り組まれておりますが、経費節減はもとより、水道料金の徴収率や住民サービスのさらなる向上に期待するものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書をごらんいただきますようお願い申し上げます。平成25年度決算審査の意見報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。大変ご苦労さまでございました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号までについては、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成25年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する平成25年度決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は平成25年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は平成25年度決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。委員会設置条例第9条の規定によりまして、平成25年度決算審査特別委員会を本日4時10分に本議場に招集いたします。ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。4時10分までです。

午後3時54分 散会

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月17日

加美町議会議長 下山 孝 雄

署 名 議 員 木 村 哲 夫

署 名 議 員 早 坂 伊 佐 雄